

障害年金・身体障害者手帳

1 障害年金

障害によって生活や仕事等が制限される場合に受け取ることができる年金です。

肝臓病で障害年金の対象となるのは、慢性肝疾患の結果生じた肝硬変症と付随する病態（食道静脈瘤、特発性細菌性腹膜炎、肝がん等）です。慢性肝炎は原則として認定の対象になりませんが、障害の状態によっては認定の対象となります。

まずは病院のソーシャルワーカーなどにご相談ください。

(1) 障害年金を受ける要件

次の1～3の全ての要件を満たすと障害年金が支給されます。

	障害基礎年金	障害厚生年金
1	初診日が次のいずれかである <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金加入期間 ・20歳前又は日本に住む60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間 	初診日が 厚生年金 保険の被保険者の間である
2	障害認定日 ^{※1} に障害等級表の1級か2級に該当 ^{※2}	障害認定日に障害等級表の1～3級のいずれかに該当 ^{※3}
3	<p>【初診日に65歳未満の場合】 初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。</p> <p>【初診日に65歳以上の場合】 初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。</p>	

- ※1 障害認定日とは、初診日から1年6か月を過ぎた日、または1年6か月以内に治った場合はその日のことです。
- ※2 障害認定日が20歳未満の場合、20歳に達した日の障害の状態を検討します。
- ※3 障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときに障害厚生年金を受け取れる場合があります。

(2) 肝疾患による障害の認定基準

肝疾患による障害については次のとおりです。

障害の程度は総合的に認定されるので、当てはまるかもしれない方はぜひソーシャルワーカー等にご相談ください。

障害の程度	障害の状態
1級	表1で高度異常を3つ以上示すもの又は高度異常を2つ及び中等度異常を2つ以上示すもので、かつ表3のオに該当するもの
2級	表1で中等度以上の異常を3つ以上示すもので、かつ表3のエ又はウに該当するもの
3級*	表1で中等度以上の異常を2つ以上示すもので、かつ表3のウ又はイに該当するもの

※3級は障害厚生年金のみに存在します。

表1 重症度判定の検査項目／臨床所見及び異常値の一部の例示

検査項目/臨床所見	基準値	中等度の異常	高度異常
血清総ビリルビン(mg/dl)	0.3~1.2	2.0以上 3.0以下	3.0超
血清アルブミン (g/dl) (BCG法)	4.2~5.1	3.0以上 3.5以下	3.0未満
血小板数(万/ μ L)	13~35	5以上 10未満	5未満
プロトロンビン時間(PT)(%)	70超~130	40以上 70以下	40未満
腹水	—	あり	難治性
脳症(表2)	—	I度	II度以上

表2 脳症の状態（昏睡度分類）

昏睡度	精神症状	参考事項
I	睡眠―覚醒リズムに逆転。多幸気分ときに抑うつ状態。だらしなく気にとめない態度。	あとで振り返って判定できる。
II	指南力障害、物をとり違える、異常行動、ときに傾眠状態（普通の呼びかけで開眼し会話ができる）。無礼な言動があるが、他人の指示には従う態度を見せる。	興奮状態、尿便失禁がない。羽ばたき振戦あり。
III	しばしば興奮状態またはせん妄状態を伴い、反抗的態度をみせる。嗜眠状態（ほとんど眠っている）。外的刺激で開眼できるが、他人の指示には従わない、または従えない（簡単な命令には応じられる）。	羽ばたき振戦あり。 （患者の協力が得られる場合） 指南力は高度に障害。
IV	昏睡（完全な意識の消失）。 痛み刺激に反応する。	刺激に対して払いのけたり、顔をしかめたりする。
V	深昏睡 痛み刺激にもまったく反応しない。	

表3 一般状態区分表

区分	一般状態
ア	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく発病前と同等にふるまえる。
イ	軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできる。例えば、軽い家事や事務などはできる。
ウ	歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできない。日中の50%以上は起居している。
エ	身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能。
オ	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られる。

(3) 手続き上の注意

診断書を記載できる医師は指定されていません。肝臓専門医に記入してもらうのが望ましいですが、日常の病状や生活状況を把握している医師に記入してもらうのも良いでしょう。

診断書はコピーをとっておきましょう。また、初診時の医療機関と診断書を作成した医療機関が違う場合、「受診状況等証明書」が必要です。診断書については、お近くの年金事務所に相談しましょう。

障害年金の請求には、本人の「病歴、就労状況等申立書」も提出します。朝から晩までの一日の生活状態がどのようなものであるか、病気でどのようなつらいことがあるか、年金を決定するときに考えてほしいことや、知ってもらいたいことを記載してください。

(4) 不服申立

年金を請求しても却下されたり、低い等級だったりして決定に不満があるときには、**決定があったことを知った日の翌日から3ヶ月以内**に、社会保険審査官に「審査請求」することができます。

さらに審査請求の決定に不服があるときは、決定書の謄本が送られた日の翌日から2か月以内に、社会保険審査会（厚生労働省内）に「再審査請求」できます。

障害年金の申請・お問合せ先

国民年金に加入の方：お住まいの市町の国民年金係

厚生年金に加入の方：勤務先の住所地の年金事務所

(旧社会保険事務所)

街角の年金相談センター

2 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づくもので、肝臓機能障害により身体障害者手帳が交付されます（肝臓機能障害については、2010年度から開始されました）。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定基準に該当する肝臓機能障害のある方 ・ 肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している方 			
手続き	<p>申請書、診断書、写真などをお住まいの市町の担当窓口へ提出してください。</p> <p>※診断書は、身体障害者手帳指定医が作成してください。</p>			
認定基準	<p>90日以上 Child-Pugh 分類※の合計点数が7点以上の方が、概ね身体障害者手帳の交付対象となります。</p> <p>※Child-Pugh 分類（5-6点：A、7-9点：B、10点以上：C）</p>			
	項目	1点	2点	3点
	肝性脳症	なし	軽度(I・II)	昏睡(Ⅲ以上)
	腹水	なし	軽度	中等度以上
	血清アルブミン値 (g/dL)	3.5 超	2.8~3.5	2.8 未満
	プロトロンビン時間 (%)	70 超	40~70	40 未満
	血清総ビリルビン値 (mg/dL)	2.0 超	2.0~3.0	3.0 超
適用される施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスや自立支援医療（更生医療・育成医療） ○ 選挙の際に郵便投票を行うことができる措置 ○ 障害者雇用の促進等に関する法律に基づく企業の障害者雇用率制度や障害者雇用納付金 ○ 所得税や住民税等、法律に基づく各種税制優遇 ○ 鉄道運賃、航空旅客運賃、有料道路の料金、日本放送協会受信料等の割引措置 			

詳しくは、お住まいの市町福祉事務所にお問合せください。

3 重度心身障害者医療費助成

心身に重度の障害を持つ方を対象とした医療費助成制度です。

対象者	身体障害者手帳の1～3級*の交付を受けている方 または療育手帳④、A、⑤の交付を受けている方 ※障害程度等級表	
	級別	肝機能障害
	1級	肝臓機能障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
	2級	肝臓機能障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
	3級	肝臓機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級	肝臓機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	
その他	一部自己負担および所得による支給制限があります。 詳しくは、お住まいの市町福祉事務所にお問合せください。	

● MEMO ●